

〔表4 一般会計節別決算額の状況〕

区 分	平成16年度		平成15年度		差 引 額 (A)-(B)	比 較 (A)/(B)×100
	決 算 額 (A)	構 成 比	決 算 額 (B)	構 成 比		
給 与	円 123,618,440,613	% 13.9	円 124,324,714,579	% 14.0	△ 706,273,966	% 99.4
職 員 手 当 等	95,127,711,416	10.7	98,793,295,109	11.2	△ 3,665,583,693	96.3
共 済 費	40,734,602,670	4.6	40,860,293,549	4.6	△ 125,690,879	99.7
需 用 費	12,121,234,149	1.4	11,496,008,206	1.3	625,225,943	105.4
委 託 料	22,392,119,238	2.5	21,833,503,329	2.5	558,615,909	102.6
工 事 請 負 費	71,912,629,442	8.1	74,496,621,225	8.4	△ 2,583,991,783	96.5
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	173,345,906,253	19.5	174,137,626,685	19.7	△ 791,720,432	99.5
扶 助 費	14,337,054,149	1.6	14,059,960,270	1.6	277,093,879	102.0
貸 付 金	70,429,924,052	7.9	76,264,598,690	8.6	△ 5,834,674,638	92.3
補 償、補 填 及 び 賠 償 金	12,124,916,765	1.4	13,151,648,198	1.5	△ 1,026,731,433	92.2
償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	38,808,174,138	4.4	30,525,596,973	3.4	8,282,577,165	127.1
繰 出 金	168,796,359,086	19.0	169,598,850,355	19.2	△ 802,491,269	99.5
そ の 他	44,896,490,372	5.0	35,799,510,623	4.0	9,096,979,749	125.4
合 計	888,645,562,343	100.0	885,342,227,791	100.0	3,303,334,552	100.4

## エ 特別会計の歳入歳出決算額

〔表5 特別会計別歳入歳出決算額の状況〕

会計別	予算現額	決算額				翌年度へ繰り越すべき財源 (C)	差引残額 (A)-(B)-(C)
		歳入		歳出			
		金額 (A)	前年度比	金額 (B)	前年度比		
公債費	213,598,395,000	213,598,310,753	101.7	213,598,310,753	101.7	0	0
市町村振興資金貸付金	1,989,179,000	2,294,572,706	107.0	1,720,679,000	119.7	0	573,893,706
母子寡婦福祉資金貸付金	387,676,000	358,912,473	97.8	349,607,042	106.3	0	9,305,431
心身障害者扶養共済事業費	416,745,000	418,853,748	99.4	409,420,239	99.3	0	9,433,509
小規模企業者等設備導入資金	1,455,410,000	4,014,565,566	58.1	1,447,447,960	38.2	0	2,567,117,606
農業改良資金	1,229,420,000	1,671,989,168	119.9	501,958,138	227.1	0	1,170,031,030
漁業改善資金	45,050,000	55,314,893	103.1	0	0.0	0	55,314,893
県営林経営費	387,147,850	401,527,138	80.6	380,090,916	79.2	0	21,436,222
林業改善資金	209,592,000	727,632,240	99.6	191,046,540	256.7	0	536,585,700
流域下水道事業費	13,585,783,500	12,705,034,942	100.2	12,448,936,822	102.6	251,275,500	4,822,620
合計	233,304,398,350	236,246,713,627	100.4	231,047,497,410	100.9	251,275,500	4,947,940,717

平成16年度特別会計の歳入決算額は、2,362億4,671万余円で、前年度に比べて9億5,494万余円(0.4%)の増加、歳出決算額は2,310億4,749万余円で、前年度に比べて20億7,359万余円(0.9%)の増加となっています。

## (2) 決算収支の状況

## ア 一般会計

一般会計の収支状況は表5のとおりで、歳入歳出差引額141億2,529万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源111億696万余円を控除した実質収支額は、30億1,832万余円となり、昭和51年度以来29年連続で黒字となっています。これを平成15年度と比較すると、15億9,320万余円(△34.5%)の減少です。

実質収支額の2分の1に相当する15億1,000万円は、地方自治法第233条の2及び資金積立基金条例第3条第2項の規定により減債基金に繰り入れることとし、残額の15億832万余円は平成17年度へ繰り越されました。

〔表6 一般会計の実質収支〕

区分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	差引増減額 (A)-(B)	比較 (A)/(B)×100	
歳入総額(a)	902,770,854,716	903,884,576,422	△ 1,113,721,706	99.9	
歳出総額(b)	888,645,562,343	885,342,527,791	3,303,034,552	100.4	
歳入歳出差引額(c)=(a)-(b)	14,125,292,373	18,542,048,631	△ 4,416,756,258	76.2	
翌年度へ繰り越すべき財源 (d)	継続費繰越額	0	0	—	
	繰越明許費繰越額	10,978,608,813	13,925,993,264	△ 2,947,384,451	78.8
	事故繰越し繰越額	128,356,030	4,525,500	123,830,530	2,836.3
	計	11,106,964,843	13,930,518,764	△ 2,823,553,921	79.7
実質収支額(c)-(d)	3,018,327,530	4,611,529,867	△ 1,593,202,337	65.5	

## イ 特別会計

特別会計の収支状況は表7のとおりで、歳入歳出差引額51億9,921万余円から翌年度へ繰り越すべき財源2億5,127万余円を控除した実質収支額は、49億4,794万余円の黒字となっています。

これを平成15年度と比較すると9億448万余円(△15.5%)の減少です。実質収支額の49億4,794万余円は平成17年度へ繰り越されました。

〔表7 特別会計の実質収支〕

区 分		平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	差引増減額 (A)－(B)	比 較 (A)/(B)×100
歳 入 総 額 (a)		円 236,246,713,627	円 235,291,769,584	円 954,944,043	% 100.4
歳 出 総 額 (b)		231,047,497,410	228,973,897,572	2,073,599,838	100.9
歳入歳出差引額 (c)=(a)-(b)		5,199,216,217	6,317,872,012	△ 1,118,655,795	82.3
翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	継続費通次繰越額	0	0	0	—
	繰越明許費繰越額	251,275,500	465,450,450	△ 214,174,950	54.0
	事故繰越し繰越額	0	0	0	—
	計	251,275,500	465,450,450	△ 214,174,950	54.0
実 質 収 支 額 (c)-(d)		4,947,940,717	5,852,421,562	△ 904,480,845	84.5

## (3) 県債の状況

平成16年度一般会計の県債発行高は、968億6,800万円で、平成15年度と比較すると105億67万余円(△9.8%)減少しており、平成16年度末現在高は1兆6,148億6,514万余円となっています。また、平成16年度の元利償還額は、1,695億7,835万円で、平成15年度と比較すると25億2,791万余円(1.5%)の増加となっています。

平成16年度特別会計の県債発行高は、22億1,970万余円で、平成15年度と比較すると9億7,670万余円(78.6%)増加しており、平成16年度末現在高は428億8,804万余円となっています。また、平成16年度の元利償還額は、35億8,420万余円で、平成15年度と比較すると5,006万余円(1.4%)の増加となっています。

〔表8 県債の発行及び償還の状況〕

区 分	平成15年度末現在高	平成16年度発行高	平成16年度元利償還額			平成16年度末現在高
			元 金	利 子	計	
一般会計	千円 1,649,894,918	千円 96,868,000	千円 131,897,774	千円 37,680,576	千円 169,578,350	千円 1,614,865,144
特別会計	43,060,860	2,219,708	2,392,526	1,191,679	3,584,205	42,888,042

〔表9 県債の残高の推移〕

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般会計	億円 16,400	億円 16,439	億円 16,645	億円 16,498	億円 16,148
特別会計	477	444	442	430	428

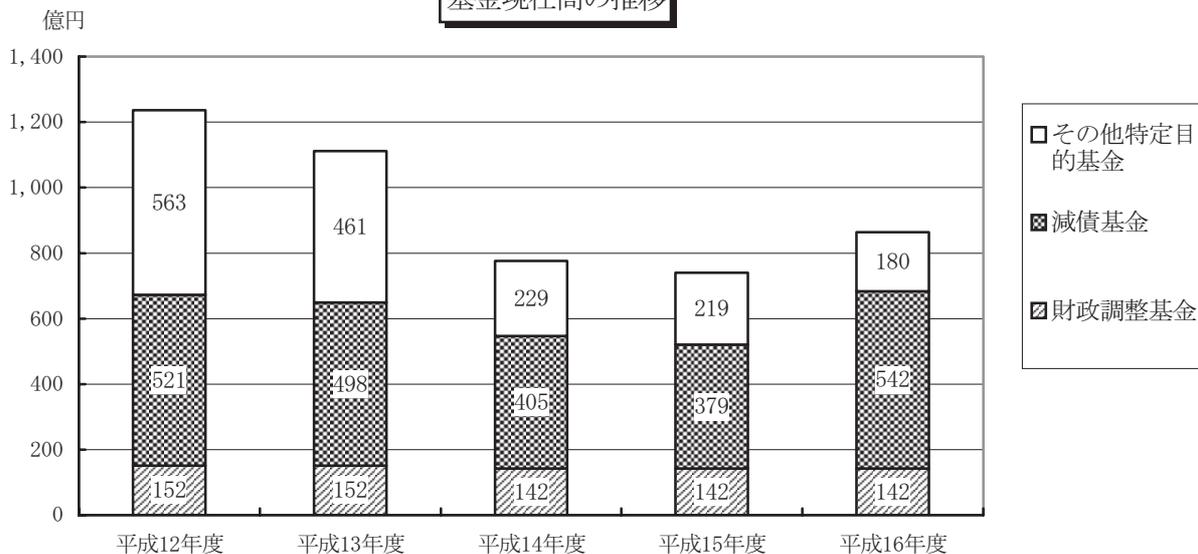
## (4) 基金の状況

平成16年度末の基金現在高は864億7,028万余円で、平成15年度末現在高に比較すると124億3,393万余円(16.8%)増加しています。

〔表10 基金の状況〕

区 分	平成15年度末現在高	平成16年度中増減高	平成16年度末現在高
財 政 調 整 基 金	千円 14,241,571	千円 580	千円 14,242,151
減 債 基 金	37,890,146	16,339,986	54,230,132
そ の 他 特 定 目 的 基 金	21,904,641	△ 3,906,635	17,998,006
うち公共施設等整備基金	13,989	△ 13,989	0
合 計	74,036,358	12,433,931	86,470,289

基金現在高の推移



## (5) 財政分析の結果

地方債の許可制限比率に係る指標である起債制限比率は、17.4%と前年度より0.3ポイント増加しています。また、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す公債費負担比率は、28.2%と前年度より0.5ポイント増加しており、一般的に危険ラインとされる20%を大幅に超える状況が続いています。

財政構造の弾力性を測定するための指標である経常収支比率は、90.7%と前年度より2.7ポイント増加しています。経常収支比率は、一般的に都道府県にあっては75%程度が妥当と考えられており、これが5%を超えると財政構造の弾力性が失われるとされていますが、長野県では依然として80%を大きく上回っています。

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需用額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値をいう財政力指数は、0.39568と前年度に比べ低下しています。

〔表11 起債制限比率〕

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
長野県	16.4%	17.0%	17.0%	17.1%	17.4%
全国平均	12.2	12.6	12.6	12.5	—
全国順位	46位	46位	46位	46位	—

(注) 地方債の許可制限にかかる指標で、20%を超えると一部の県債の発行が制限される。

〔表12 公債費負担比率〕

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
長野県	24.1%	26.7%	27.5%	27.7%	28.2%
全国平均	19.2	20.3	21.7	22.0	—
全国順位	45位	46位	45位	44位	—

(注) 地方公共団体における公債費による財政負担の度合を判断する指標で、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

〔表13 経常収支比率〕

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
長野県	84.7%	88.6%	93.5%	88.0%	90.7%
全国平均	86.6	88.9	91.5	89.1	—
全国順位	15位	20位	34位	18位	—

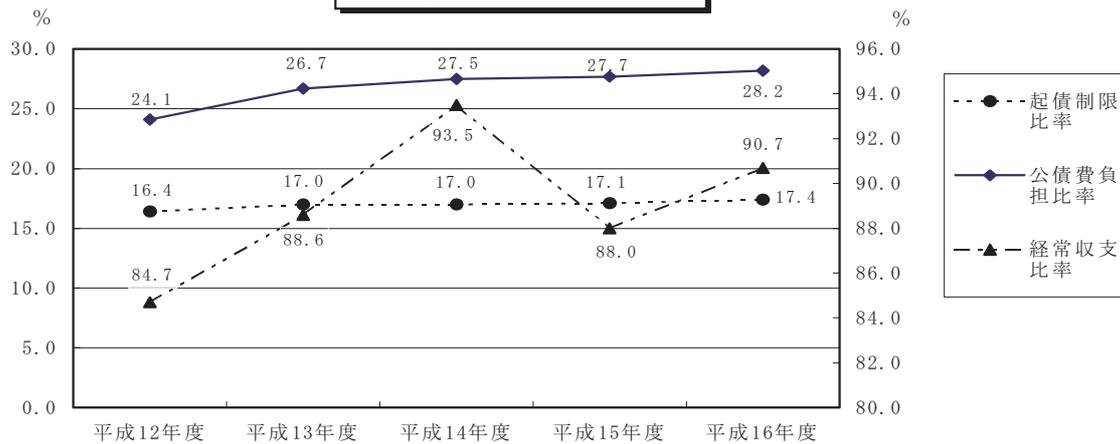
(注) 財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な一般財源に占める義務的経費など経常的に支出される経費にかかる一般財源の占める割合を示し、一般的に都道府県では75%が妥当と考えられている。

〔表14 財政力指数〕

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
長野県	0.43983	0.41847	0.41474	0.40855	0.39568
全国平均	0.42853	0.40501	0.40573	0.40786	—
全国順位	19位	19位	19位	20位	—

(注) 地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

財政分析指標の推移



財政改革チーム

## 長野県告示第540号

平成17年12月19日成立した平成17年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 平成17年度長野県一般会計補正予算(第5号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	2074 億 4266 万 6 千円	1 億 2914 万 円	2075 億 7180 万 6 千円
9 国庫支出金	1201 億 5158 万 8 千円	1 億 2466 万 2 千円	1202 億 7625 万 円
10 財産収入	18 億 3550 万 円	2617 万 1 千円	18 億 6167 万 1 千円
14 諸収入	806 億 4610 万 4 千円	3472 万 4 千円	806 億 8082 万 8 千円
歳入合計	8577 億 3664 万 5 千円	3 億 1469 万 7 千円	8580 億 5134 万 2 千円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	369 億 4052 万 7 千円	4257 万 1 千円	369 億 8309 万 8 千円
3 民生費	750 億 2072 万 2 千円	525 万 8 千円	750 億 2598 万 円
4 衛生費	187 億 9348 万 円	1558 万 9 千円	188 億 906 万 9 千円
6 生活環境費	62 億 3268 万 6 千円	△ 2453 万 8 千円	62 億 814 万 8 千円
7 農林水産業費	464 億 6103 万 6 千円	2 億 3280 万 1 千円	466 億 9383 万 7 千円
8 商工費	699 億 2407 万 3 千円	790 万 3 千円	699 億 3197 万 6 千円
9 土木費	1239 億 4757 万 3 千円	2423 万 2 千円	1239 億 7180 万 5 千円
10 警察費	431 億 643 万 3 千円	98 万 5 千円	431 億 741 万 8 千円
11 教育費	1964 億 7071 万 3 千円	457 万 2 千円	1964 億 7528 万 5 千円
14 諸支出金	588 億 9271 万 円	532 万 4 千円	588 億 9803 万 4 千円
歳出合計	8577 億 3664 万 5 千円	3 億 1469 万 7 千円	8580 億 5134 万 2 千円

## 2 繰越明許費補正

県営かんがい排水事業費ほか49件 金額	補正前の額	補正額	計
	55 億 7100 万 円	159 億 1097 万 6 千円	214 億 8197 万 6 千円

## 平成17年度長野県県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

## (1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	2 億 1588 万 7 千円	2073 万 6 千円	2 億 3662 万 3 千円
6 県債	6500 万 円	13 億 6300 万 円	14 億 2800 万 円
歳入合計	4 億 3071 万 円	13 億 8373 万 6 千円	18 億 1444 万 6 千円

## (2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	4 億 3071 万 円	13 億 8373 万 6 千円	18 億 1444 万 6 千円
歳出合計	4 億 3071 万 円	13 億 8373 万 6 千円	18 億 1444 万 6 千円

## 2 地方債補正

県営林造林事業費	限度額	13 億 6300 万 円
----------	-----	---------------

長野県告示第541号

平成18年1月1日から下伊那郡浪合村を廃し、その区域を同郡阿智村に編入することに伴い、次のとおり同村の人口を告示します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

下伊那郡阿智村 6,976人

情報政策課統計室

長野県告示第542号

平成18年1月1日から北安曇郡八坂村及び同郡美麻村を廃し、その区域を大町市に編入することに伴い、次のとおり大町市及び北安曇郡の人口を告示します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

大町市 33,550人

北安曇郡 34,127人

情報政策課統計室

長野県告示第543号

昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

別記中「阿智村 浪合村」を「阿智村」に、「八坂村 美麻村 白馬村」を「白馬村」に、「及び旧平村」を「旧平村、旧八坂村、旧広津村及び旧美麻村」に改める。

農政課

長野県告示第544号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

別記2中「千曲市 千曲市のうち旧稲荷山町の地域」を「大町市 大町市のうち旧八坂村の地域 千曲市 千曲市のうち旧稲荷山町の地域」に、「浪合村」を「阿智村のうち旧浪合村の地域」に、

「東筑摩郡 生坂村のうち旧広津村の地域 北安曇郡 八坂村のうち旧八坂村の地域」を「東筑摩郡 生坂村のうち旧広津村の地域」に改める。

別記3中「旧大町」を「旧大町、旧広津村及び旧美麻村」に、「北安曇郡 八坂村のうち旧広津村の地域 美麻村 埴科郡 坂城町」を「埴科郡 坂城町」に改める。

農政課

長野県告示第545号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

北の沢2、芦ヶ沢2、宮の沢、高遠入沢1、高遠入沢2、矢の沢、竹の沢、細窪日向沢大森沢、ヒノキダ、姥沢、水無川、小胡桃沢、雨沢川及び榎ノ脇沢

2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

間登男沢、ザッコ沢、曾倉沢、曾倉沢東、旭ヶ丘東、古川寺沢、芦ノ池西、薬師南1、薬師南2、光輪寺南1、上組、内山沢1、内山沢西2、内山沢2、内山沢池ノ入、本郷東、本郷西、宮沢、宮沢西、西沢、西沢西、大尾沢、小尾沢、御馬越沢東2、御馬越沢、御馬越沢北1及び御馬越沢北2

2 指定の区域

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

袖沢、米山沢、矢沢、大倉沢、花岡沢、峯の洞沢、南坪川沢、狭小屋沢、塩ノ入沢、高板沢、境の宮沢、井戸頭沢、西山沢、吉原沢、長平沢、湯ノ海沢、北原沢、家の上沢、御堂脇沢、新田沢、西平沢、大塩小沢川、太の田沢、川下沢東、川下沢、日影沢、日影上沢、白口上沢、境沢及び江老沢

## 2 指定の区域

北安曇郡美麻村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第548号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

下古見南、芦ノ池南、古川寺北、古川寺南、旭ヶ丘西1、旭ヶ丘西2、旭ヶ丘南1、旭ヶ丘南2、旭ヶ丘南3、新田上1、新田上2、新田上3、新田下1、新田下2、新田下3、新田下4、新田下5、三ヶ組東1、三ヶ組東3、三ヶ組東2、三ヶ組南、三ヶ組1、三ヶ組2、上組、宮沢東、宮沢、西沢、西沢西、大尾沢、大石原、小尾沢、小尾沢南1、小尾沢南2、小尾沢南3、御馬越東1、御馬越東2、御馬越東3、檜俣沢北、野俣沢北、御馬越西1、御馬越西2、舟ヶ沢南1、舟ヶ沢南2、舟ヶ沢北、御道開渡西、間登男沢北、曾倉沢東1及び曾倉沢東2

## 2 指定の区域

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第549号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

袖入口、袖(1)、袖(2)、袖(3)、川手北、川手、峠入口、峠(1)、峠(2)、大倉(1)、大倉(2)、石原(1)、石原(2)、石原(3)、石原(4)、石原(5)、石原(6)、塩ノ川(1)、塩ノ川(2)、塩ノ川(3)、塩ノ川(4)、日向、入田(1)、入田(2)、米山(1)、米山(2)、米山(3)、米山(4)、米山(6)、米山(7)、米山(8)、米山(9)、米山(10)、一字田(1)、片岡(1)、片岡(2)、片岡(3)、片岡(4)、片岡(5)、片岡(6)、片岡(7)、片岡(8)、片岡(9)、片岡(10)、万中(1)、万中(2)、万中(4)、花尾(2)、小岩岳、桑ノ木沢(1)、桑ノ木沢(2)、本村西(1)、本村西(2)、狭小屋沢、南田(1)、南田(2)、南田(3)、南田(4)、境ノ宮(1)、境ノ宮(2)、本村中(1)、本村中(2)、本村中(3)、中ノ崎(1)、中ノ崎(2)、中ノ崎(3)、中ノ崎(4)、外山(1)、外山(2)、外山(3)、大笹(1)、大笹(2)、菅ノ久保(1)、菅ノ久保(2)、菅ノ久保(3)、三百地(1)、三百地(2)、三百地(3)、一字田(3)、一字田(4)、池ノ平(1)、池ノ平(2)、池ノ平(3)、池ノ平(4)、池ノ平(5)、池ノ平(6)、池ノ平(7)、小藤(1)、小藤(2)、小藤(3)、小藤(4)、小藤(5)、小藤(6)、小藤(7)、小藤(8)、小藤(9)、小藤入口、堀切(1)、堀切(2)、大藤(1)、大藤(2)、大藤(3)、大藤(4)、大藤(5)、大藤(6)、大藤(7)、湯ノ海(1)、梨ノ木峯(1)、梨ノ木峯(2)、湯ノ海(2)、湯ノ海(3)、湯ノ海(4)、湯ノ海(5)、湯ノ海(6)、新行大原、新行東、元の関、梨の沢、向、宮村(1)、宮村(2)、宮村(3)、宮村(4)、宮村(5)、宮村(6)、青木平、宮ノ脇(1)、宮ノ脇(2)、宮ノ脇(3)、宮ノ脇(4)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、中村(4)、中村(5)、南村(1)、南村(2)、南村(3)、小沢(2)、小沢(3)、中ノ貝(1)、中ノ貝(2)、大塩日向(1)、大塩日向(2)、大塩日向(3)、もくじき、日影(1)、日影(2)、日影(3)、日影(4)、日影(5)、日影(6)及び川下

## 2 指定の区域

北安曇郡美麻村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第550号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

落倉(1)、落倉(2)、立の間下、清水沢北、清水沢南、一の沢北、

夏出、薄葉沢北、西通裏、西通下、ひれ、葉がの沢、通稲葉、田平、若田裏、旧野平分校裏、菅(1)、菅(2)、久保頭沢手前、久保頭沢奥、浄化センター裏、大出中原(1)、大出中原(2)、堂の坂、蕨平(1)、蕨平(2)、蕨平(3)、幸田裏、幸田下、花園裏、花園お堂下、花園下、黒豆、峰方北村裏、峰方久保沢、峰方稲葉、峰方中を根、峰方新麻苧北、峰方新麻苧南、峰方あぜだ下、峰方あぜだ上、城下、城下上、峰方中沢北、峰方中沢、峰方向山、一の倉裏、一の倉下、堀之内下原下、堀之内西林、堀之内本村裏、城嶺神社下、田頭入口、東部グラウンド裏、北谷地(1)、北谷地(2)、北谷地(3)、反田、太田、南谷地(1)、南谷地(2)、大左右(1)、大左右(2)、大左右(3)、大左右(4)、大左右(5)、日向大左右(1)、日向大左右(2)、大左右穴畑、日向大左右奥、日向大左右(3)、日向大左右手前、三日市場(1)、三日市場(2)、神明社下(1)、神明社下(2)、入の宮、内山北村北、内山北村南、内山南村西、内山南村東、佐野上海道、佐野つる衾、立南、立中、立北、沢渡道崎、秋葉様下、月夜棚北(1)、月夜棚北(2)、月夜棚北(3)、一夜山西、飯森表林、一夜山東、一夜山裏、戸屋の平、矢崎、沢裏、春木沢南、兎平、黒菱(1)、黒菱(2)、南股、八方(1)、八方(2)、八方(3)、八方(4)、八方(7)、八方(8)、和田野(1)、和田野(2)、和田野(3)、咲花(1)、咲花(2)、咲花(3)、咲花(4)、和田野(4)、和田野(5)、八方(9)、倉下(1)、倉下(2)、倉下(3)、倉下(4)、倉下(5)、倉下(6)、倉下(7)、倉下(8)、倉下(9)、倉下(10)、倉下(11)、倉下(12)、倉下(13)、倉下(15)、倉下(16)、倉下(17)、倉下(18)、川原巾上、川原巾下、荒井林～下り林、下り林～かに川原、はしご田～大嶺、下平上、通口、岩下口～北林、岩下口、伝行山～岩下口、伝行山、巾上(1)、巾上(2)、古道(1)、古道(2)、切久保(1)、切久保(2)及び切久保(3)

2 指定の区域

北安曇郡白馬村及び小谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第551号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

北の沢1、北の沢2、芦ヶ沢1、芦ヶ沢2、宮の沢、高遠入沢1、高遠入沢2、矢の沢、竹の沢、細窪日向沢、大森沢、南十王堂沢、十王堂沢、原見沢、ヒノキダ、姥沢、水無川、小胡桃沢、北沢、雨沢川、中原川及び棚ノ脇沢

2 指定の区域

上伊那郡飯島町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供

ます。）

砂防課

長野県告示第552号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

間登男沢、ザッコ沢、曾倉沢、曾倉沢東、旭ヶ丘東、古川寺沢、芦ノ池西、薬師南1、薬師南2、光輪寺南1、光輪寺南2、上組、内山沢1、内山沢西1、内山沢西2、内山沢2、内山沢池ノ入、外山沢、本郷東、本郷西、宮沢、宮沢西、西沢、西沢西、大尾沢、小尾沢、御馬越沢東1、御馬越沢東2、御馬越沢、御馬越沢北1及び御馬越沢北2

2 指定の区域

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第553号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害警戒区域の名称

袖沢、石原沢、井戸沢、米山沢、座場目沢、矢沢、大倉沢、花岡沢、峯の洞沢、南坪川沢、狭小屋沢、塩ノ入沢、高板沢、境の宮沢、井戸頭沢、家の裏沢、西山沢、吉原沢、長平沢、湯ノ海沢、北原沢、家の上沢、御堂脇沢、新田沢、西平沢、大塩小沢川、屋敷平沢、太の田沢、川下沢東、川下沢、日影沢、日影上沢、白口上沢、境沢及び江老沢

2 指定の区域

北安曇郡美麻村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第554号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害警戒区域の名称

下古見南、芦ノ池南、古川寺北、古川寺南、旭ヶ丘西1、旭ヶ丘西2、旭ヶ丘南1、旭ヶ丘南2、旭ヶ丘南3、新田上1、新田上2、新田上3、新田下1、新田下2、新田下3、新田下4、新田下5、三ヶ組東1、三ヶ組東3、三ヶ組東2、三ヶ組南、三ヶ組1、三ヶ組2、上組、宮沢東、宮沢、西沢、西沢西、大尾沢、大石原、小尾沢、小尾沢南1、小尾沢南2、小尾沢南3、御馬越東1、御馬越東2、御馬越東3、樫俣沢北、野俣沢北、御馬越西1、御馬越西2、舟ヶ沢南1、舟ヶ沢南2、舟ヶ沢北、御道開渡西、間登男沢北、曾倉沢東1及び曾倉沢東2

## 2 指定の区域

東筑摩郡朝日村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第555号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害警戒区域の名称

袖入口、袖(1)、袖(2)、袖(3)、川手北、川手、峠入口、峠(1)、峠(2)、大倉(1)、大倉(2)、石原(1)、石原(2)、石原(3)、石原(4)、石原(5)、石原(6)、塩ノ川(1)、塩ノ川(2)、塩ノ川(3)、塩ノ川(4)、日向、入田(1)、入田(2)、米山(1)、米山(2)、米山(3)、米山(4)、米山(5)、米山(6)、米山(7)、米山(8)、米山(9)、米山(10)、一字田(1)、一字田(2)、矢久(1)、矢久(2)、矢久(3)、矢久(4)、矢久(5)、片岡(1)、片岡(2)、片岡(3)、片岡(4)、片岡(5)、片岡(6)、片岡(7)、片岡(8)、片岡(9)、片岡(10)、万中(1)、万中(2)、万中(3)、万中(4)、花尾(1)、花尾(2)、小岩岳、桑ノ木沢(1)、桑ノ木沢(2)、本村西(1)、本村西(2)、狭小屋沢、南田(1)、南田(2)、南田(3)、南田(4)、境ノ宮(1)、境ノ宮(2)、本村中(1)、本村中(2)、本村中(3)、中ノ崎(1)、中ノ崎(2)、中ノ崎(3)、中ノ崎(4)、外山(1)、外山(2)、外山(3)、大笹(1)、大笹(2)、菅ノ久保(1)、菅ノ久保(2)、菅ノ久保(3)、三百地(1)、三百地(2)、三百地(3)、一字田(3)、一字田(4)、池ノ平(1)、池ノ平(2)、池ノ平(3)、池ノ平(4)、池ノ平(5)、池ノ平(6)、池ノ平(7)、小藤(1)、小藤(2)、小藤(3)、小藤(4)、小藤(5)、小藤(6)、小藤(7)、小藤(8)、小藤(9)、小藤入口、堀切(1)、堀切(2)、大藤(1)、大藤(2)、大藤(3)、大藤(4)、大藤(5)、大藤(6)、大藤(7)、湯ノ海(1)、梨ノ木峯(1)、梨ノ木峯(2)、湯ノ海(2)、湯ノ海(3)、湯ノ海(4)、湯ノ海(5)、湯ノ海(6)、新行大原、新行東、元の関、梨の沢、向、宮村(1)、宮村(2)、宮村(3)、宮村(4)、宮村(5)、宮村(6)、青木平、宮ノ脇(1)、宮ノ脇(2)、宮ノ脇(3)、宮ノ脇(4)、小沢(1)、中村(1)、中村(2)、中村(3)、

中村(4)、中村(5)、南村(1)、南村(2)、南村(3)、小沢(2)、小沢(3)、中ノ貝(1)、中ノ貝(2)、大塩日向(1)、大塩日向(2)、大塩日向(3)、もくじき、日影(1)、日影(2)、日影(3)、日影(4)、日影(5)、日影(6)及び川下

## 2 指定の区域

北安曇郡美麻村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第556号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

## 1 土砂災害警戒区域の名称

落倉(1)、落倉(2)、立の間下、清水沢北、清水沢南、立の間裏、一の沢北、夏出、薄葉沢北、西通裏、西通下、ひれ、葉がの沢、通稲葉、田平、善鬼堂下、青鬼上、宮の脇、堂念坊、横麻草裏、若田裏、旧野平分校裏、菅(1)、菅(2)、久保頭沢手前、久保頭沢奥、浄化センター裏、大出中原(1)、大出中原(2)、堂の坂、蕨平(1)、蕨平(2)、蕨平(3)、蕨平(4)、幸田裏、幸田下、花園裏、花園お堂下、花園下、黒豆、峰方北村裏、峰方久保沢、峰方赤坂、峰方稲葉、峰方中を根、峰方新麻苧北、峰方新麻苧南、峰方あぜだ下、峰方あぜだ上、城下、城下上、峰方中沢北、峰方中沢、峰方向山、一の倉裏、一の倉下、堀之内下原下、堀之内西林、堀之内本村裏、城嶺神社下、田頭入口、東部グランド裏、北谷地(1)、北谷地(2)、北谷地(3)、反田、太田、南谷地(1)、南谷地(2)、大左右(1)、大左右(2)、大左右(3)、大左右(4)、大左右(5)、日向大左右(1)、日向大左右(2)、大左右穴畑、日向大左右奥、日向大左右(3)、日向大左右手前、三日市場(1)、三日市場(2)、神明社下(1)、神明社下(2)、入の宮、内山北村北、内山北村南、内山南村西、内山南村東、佐野上海道、佐野つる衾、立南、立中、立北、沢渡道崎、秋葉様下、月夜棚北(1)、月夜棚北(2)、月夜棚北(3)、一夜山西、飯森表林、一夜山東、一夜山裏、戸屋の平、矢崎、沢裏、春木沢南、兔平、黒菱(1)、黒菱(2)、南股、八方(1)、八方(2)、八方(3)、八方(4)、八方(5)、八方(6)、八方(7)、八方(8)、和田野(1)、和田野(2)、和田野(3)、咲花(1)、咲花(2)、咲花(3)、咲花(4)、和田野(4)、和田野(5)、和田野(6)、八方(9)、倉下(1)、倉下(2)、倉下(3)、倉下(4)、倉下(5)、倉下(6)、倉下(7)、倉下(8)、倉下(9)、倉下(10)、倉下(11)、倉下(12)、倉下(13)、倉下(14)、倉下(15)、倉下(16)、倉下(17)、倉下(18)、川原巾上、川原巾下、荒井林～下り林、下り林～かに川原、はしご田～大嶺、下平上、通口、岩下口～北林、岩下口、伝行山～岩下口、伝行山、巾上(1)、巾上(2)、古道(1)、古道(2)、切久保(1)、切久保(2)及び切久保(3)

## 2 指定の区域

北安曇郡白馬村及び小谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課